

解雇された県内外国人住民のための問題相談先早見表

この早見表は、解雇された県内外国人住民のみなさんに、問題解決の糸口となる相談先の情報を提供するものです。

(公財)とやま国際センター



何が心配？

仕事のことが
心配です！

どんな問題？

◎理由もなく解雇されました。

◎突然、クビだと言われました。

◎賃金を払ってもらえない。

◎失業給付をもらいたい。

◎仕事を探しています。

◎生活費がありません。

◎一時的な生活資金が必要です。

◎社宅を出るように言われました。

◎家賃の安い住宅を探しています。

◎何か手当はありませんか。

◎給食費等が払えません。

こんな解決方法があります。

解雇には合理的理由が必要です。なお、産前産後や仕事中的けがで療養中の期間等、法律で解雇が禁止されている場合があります。

解雇しようとする場合には30日間の予告期間が必要です。期間が足りない場合は、給料とは別に解雇予告手当を請求できます(ただし、この規定が適用されない場合があります)。

賃金、残業の割り増し賃金などに未払いがあれば請求できます。

離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が通算12ヶ月以上(解雇等の場合はそれぞれ、1年間、6ヶ月)あり、所定の要件を満たせば、失業給付を受給できます。

主なハローワークで、突然解雇され住むところなくなった人のために、寮付きの求人情報の紹介や住宅確保のための生活相談を行っています。詳しくはハローワークへお尋ね下さい。

生活に困窮している場合は、市町村役場から生活保護が支給される場合があります。ただし、活動に制限のない在留資格があり、18歳から64歳の人は求職活動をしていることが条件です。

お住まいの市町村社会福祉協議会で生活に困窮した人のための低金利の貸付を行っています。外国人登録が行われており、現在地に6か月以上居住し、将来永住する確実な見込みが条件です。

ハローワークで突然解雇された人が一時的(6ヶ月間)に住むことができる住宅への入居相談を行っています。また、入居費用などの相談も行っています。詳しくはハローワークへお尋ね下さい。

所得の低い人向けに、県や市町村が運営する公営住宅があります。ただし、募集時期が決まっていたり、応募しても空室がなく抽選や順番待ちになるなど、すぐに入居できない場合もあります。

収入が一定以下であれば、児童手当が支給される場合があります。母子家庭であれば、さらに児童扶養手当が支給される場合があります。

経済的な理由で、支払に困るときには、就学費の援助制度があります。

問合せ先

富山労働局(表2)
労働基準監督署(表2)

ハローワーク(表3)

市町村役場(表1)

市町村社会福祉協議会(表1)

ハローワーク(表3)

県営住宅管理センター(表4)
市町村役場(表1)

市町村役場(表1)

市町村教育委員会(表1)



お金のことが
心配です！



住むところが
心配です！



子どものこと
が心配です！